


# 第 5 2 期 中 間 決 算 公 告

平成 2 2 年 1 2 月 2 9 日

長野県松本市渚 2 丁目 9 番 3 8 号

 株式会社 **長野銀行**

取締役頭取 中條 功

## 中間貸借対照表 (平成 2 2 年 9 月 3 0 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	14,065	預 金	881,095
コ ー ル 口 ー ン	35,522	社 債	4,700
商 品 有 価 証 券	7	そ の 他 負 債	3,281
有 価 証 券	287,548	未 払 法 人 税 等	18
貸 出 金	585,845	リ ー ス 債 務	13
外 国 為 替	1,671	資 産 除 去 債 務	121
そ の 他 資 産	2,183	そ の 他 の 負 債	3,127
有 形 固 定 資 産	9,821	賞 与 引 当 金	384
無 形 固 定 資 産	904	退 職 給 付 引 当 金	1,390
繰 延 税 金 資 産	6,541	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	39
支 払 承 諾 見 返	2,718	偶 発 損 失 引 当 金	144
貸 倒 引 当 金	21,852	支 払 承 諾	2,718
		負 債 の 部 合 計	893,753
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	13,000
		資 本 剰 余 金	9,663
		資 本 準 備 金	9,663
		利 益 剰 余 金	9,976
		利 益 準 備 金	2,805
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,170
		別 途 積 立 金	5,997
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,172
		自 己 株 式	811
		株 主 資 本 合 計	31,828
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	632
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	632
		新 株 予 約 権	27
		純 資 産 の 部 合 計	31,223
資 産 の 部 合 計	924,977	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	924,977

**中間損益計算書** (平成22年 4月 1日から  
平成22年 9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>10,323</b>
資 金 運 用 収 益	8,045
(うち貸出金利息)	( 6,521 )
(うち有価証券利息配当金)	( 1,482 )
役 務 取 引 等 収 益	696
そ の 他 業 務 収 益	1,504
そ の 他 経 常 収 益	77
<b>経 常 費 用</b>	<b>9,262</b>
資 金 調 達 費 用	996
(うち預金利息)	( 886 )
役 務 取 引 等 費 用	666
そ の 他 業 務 費 用	64
営 業 経 費	5,771
そ の 他 経 常 費 用	1,763
<b>経 常 利 益</b>	<b>1,060</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>3</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>109</b>
<b>税 引 前 中 間 純 利 益</b>	<b>954</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10
法 人 税 等 調 整 額	411
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>421</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>533</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理

計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により<br>損益処理                  |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按<br>分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理 |

（4）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

（5）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8．ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は3百万円減少し、税引前中間純利益は84百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は109百万円であります。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

- 1．関係会社の株式総額 53百万円
- 2．貸出金のうち、破綻先債権額は10,255百万円、延滞債権額は21,466百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,579百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,301百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,339百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、3,032百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2百万円
有価証券	13,064百万円

担保資産に対応する債務

預金	543百万円
その他負債	283百万円

上記のほか、当座借越契約、金利スワップ契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及び有価証券13,474百万円を差し入れております。

子会社、子法人等の借入金等の担保は該当ありません。

また、その他資産のうち保証金は187百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,556百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが41,435百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,188百万円

11. 社債は、劣後特約付社債4,700百万円であります。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,060百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額347円3銭

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.22%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,370 百万円、株式等償却 119 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 5 円 9 3 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 5 円 9 2 銭
4. 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 11 百万円を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗 2 か所	土地、建物	8 百万円
			(うち土地 0 百万円)
			(うち建物 7 百万円)
長野県外	事業用店舗 1 か所	建物	2 百万円
			(うち建物 2 百万円)
合計			11 百万円
			(うち土地 0 百万円)
			(うち建物 10 百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位(ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。)でグルーピングを行っております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	34,975	35,893	918
	地方債			
	社債	2,360	2,387	27
	その他	4,200	4,238	38
	小計	41,535	42,519	984
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	1,514	1,503	11
	地方債			
	社債	130	129	0
	その他	8,500	8,362	137
	小計	10,144	9,996	148
合計		51,679	52,515	836

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成 22 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	53
関連法人等株式	
合計	53

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	733	479	254
	債券	196,766	192,158	4,607
	国債	68,637	66,827	1,810
	地方債	26,527	25,849	677
	社債	101,601	99,482	2,119
	その他	5,191	5,100	91
	小計	202,691	197,737	4,953
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	3,622	4,311	689
	債券	4,537	4,570	32
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	4,537	4,570	32
	その他	23,540	28,472	4,931
	小計	31,700	37,354	5,653
合計	234,392	235,092	699	

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,398
その他の証券	24
合計	1,423

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、119百万円（うち株式119百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

( 税効果会計関係 )

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,371
退職給付引当金	561
減価償却費	227
有価証券評価損	543
その他有価証券評価差額金	276
税務上の繰越欠損金	1,616
その他	573
繰延税金資産小計	10,169
評価性引当額	3,613
繰延税金資産合計	6,555
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	0
その他	14
繰延税金負債合計	14
繰延税金資産の純額	6,541

( スtock・オプション等関係 )

1. スtock・オプションにかかる当中間期における費用計上額及び科目名

営業経費 13百万円

2. 当中間期に付与したStock・オプションの内容

	平成22年Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名
株式の種類別のStock・オプションの付与数 (注1)	普通株式 176,000株
付与日	平成22年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年7月31日から平成47年7月30日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	159円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。


2 1株あたりに換算して記載しております。



# 第 5 2 期 中 間 決 算 公 告

平成 2 2 年 1 2 月 2 9 日

長野県松本市渚 2 丁目 9 番 3 8 号

 株式会社 **長野銀行**

取締役頭取 中條 功

## 中間連結貸借対照表 (平成 2 2 年 9 月 3 0 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	14,387	預 金	879,985
コールローン及び買入手形	35,522	借 用 金	4,008
商品有価証券	7	社 債	4,700
有 価 証 券	287,495	そ の 他 負 債	5,195
貸 出 金	579,667	賞 与 引 当 金	400
外 国 為 替	1,671	退 職 給 付 引 当 金	1,402
リース債権及びリース投資資産	11,915	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	4
そ の 他 資 産	4,586	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	39
有 形 固 定 資 産	10,244	偶 発 損 失 引 当 金	144
無 形 固 定 資 産	992	支 払 承 諾	2,718
繰 延 税 金 資 産	6,928	負 債 の 部 合 計	898,598
支 払 承 諾 見 返	2,718	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	23,361	資 本 金	13,000
		資 本 剩 余 金	9,663
		利 益 剩 余 金	10,737
		自 己 株 式	811
		株 主 資 本 合 計	32,590
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	632
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	632
		新 株 予 約 権	27
		少 数 株 主 持 分	2,191
		純 資 産 の 部 合 計	34,177
資 産 の 部 合 計	932,776	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	932,776

**中間連結損益計算書** (平成22年 4月 1日から  
平成22年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
<b>経 常 収 益</b>		<b>13,228</b>
資 金 運 用 収 益	8,067	
(うち貸出金利息)	( 6,544 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,481 )	
役 務 取 引 等 収 益	691	
そ の 他 業 務 収 益	4,391	
そ の 他 経 常 収 益	77	
<b>経 常 費 用</b>		<b>12,080</b>
資 金 調 達 費 用	1,042	
(うち預金利息)	( 885 )	
役 務 取 引 等 費 用	589	
そ の 他 業 務 費 用	2,552	
営 業 経 費	5,996	
そ の 他 経 常 費 用	1,899	
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,148</b>
<b>特 別 利 益</b>		<b>3</b>
固 定 資 産 処 分 益	2	
償 却 債 権 取 立 益	1	
<b>特 別 損 失</b>		<b>109</b>
固 定 資 産 処 分 損	11	
減 損 損 失	11	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	80	
そ の 他 の 特 別 損 失	4	
<b>税金等調整前中間純利益</b>		<b>1,042</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	63	
法 人 税 等 調 整 額	402	
法 人 税 等 合 計		<b>465</b>
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		<b>576</b>
少 数 株 主 利 益		<b>26</b>
<b>中 間 純 利 益</b>		<b>549</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

株式会社長野スタッフサービス

株式会社長野ビーエス

長野カード株式会社

株式会社ながぎんリース

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

### 会計処理基準に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

#### 8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

#### 11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 13. ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 14. 重要なヘッジ会計の方法

##### 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

## 15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は3百万円、税金等調整前中間純利益は84百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は109百万円であります。

### 表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

### 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,419百万円、延滞債権額は21,887百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,579百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,886百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,339百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、3,032百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金

2百万円

有価証券	13,064百万円
リース債権及びリース投資資産	4,657百万円
担保資産に対応する債務	
預金	543百万円
借入金	3,669百万円
その他負債	484百万円

上記のほか、当座借越契約、金利スワップ契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及び有価証券13,474百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は192百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,884百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが40,285百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,525百万円
10. 社債は、劣後特約付社債4,700百万円であります。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,060百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 355円50銭
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.70%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却8百万円、貸倒引当金繰入額1,497百万円及び株式等償却119百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円11銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 6円10銭
4. 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額11百万円を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗2か所	土地及び建物	8百万円
			(うち土地 0百万円)
			(うち建物 7百万円)
長野県外	事業用店舗1か所	建物	2百万円
			(うち建物 2百万円)
合計			11百万円
			(うち土地 0百万円)
			(うち建物 10百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。また、連結される子会社及び子法人等については、主として各社を1つの資産グループとしております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	14,387	14,410	23
(2) コールローン及び買入手形	35,522	35,522	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	7	7	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	51,679	52,515	836
其他有価証券	234,392	234,392	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	579,667 22,254		
	557,412	565,723	8,310
(6) 外国為替	1,671	1,671	-
資産計	895,073	904,243	9,170
(1) 預金	879,985	880,596	610
(2) 借入金	4,008	4,023	14
(3) 社債	4,700	4,755	55
負債計	888,694	889,374	680
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(35)	(35)	-
デリバティブ取引計	(35)	(35)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額によっております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。



(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	1,398
その他の証券 (*2)	24
合 計	1,423

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) その他の証券のうち、組成財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	34,975	35,893	918
	地方債			
	社債	2,360	2,387	27
	その他	4,200	4,238	38
	小 計	41,535	42,519	984
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,514	1,503	11
	地方債			
	社債	130	129	0
	その他	8,500	8,362	137
	小 計	10,144	9,996	148
合計		51,679	52,515	836

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	733	479	254
	債券	196,766	192,158	4,607
	国債	68,637	66,827	1,810
	地方債	26,527	25,849	677
	社債	101,601	99,482	2,119
	その他	5,191	5,100	91
	小 計	202,691	197,737	4,953
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,622	4,311	689
	債券	4,537	4,570	32
	国債			
	地方債			
	社債	4,537	4,570	32
	その他	23,540	28,472	4,931
小 計	31,700	37,354	5,653	
合計		234,392	235,092	699

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、119百万円(うち株式119百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

(ストック・オプション等関係)

#### 1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 13百万円

#### 2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 176,000株
付与日	平成22年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年7月31日から平成47年7月30日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	159円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。